

家畜衛生だより



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

愛媛県で野鳥の糞便から 低病原性鳥インフルエンザウイルス が検出されました

令和元年11月19日に愛媛県において野鳥の糞便から、低病原性鳥インフルエンザウイルス(H7N7亜型)が検出されました。

農場への本病ウイルスの侵入リスクが高まっています。



以下の内容は必ず実施してください

- ・家きん舎の壁・防鳥ネット等の破損部位の修繕。
- ・農場におけるネズミ等、野生動物の駆除。
- ・農場に出入りする車両の消毒、農場周辺に石灰を散布。
- ・手指・長靴の消毒、家きん舎専用の衣服・長靴の使用徹底。
- ・鳥インフルエンザを疑う症状、死亡率の急激な上昇(通常の2倍以上)など異状を発見次第、家畜保健衛生所に連絡。

動物用医薬品は用法・用量を守りましょう

動物用医薬品アモキシシリンについて、食品中の残留基準値が以下のとおり設定されました。

●アモキシシリン(令和2年4月30日適用)



改正前: 卵 0.01ppm → 改正後: **卵含有してはいけない**

動物用医薬品の使用にあたっては、引き続き定められた用法・用量を守りましょう。

お問い合わせは千葉県中央家畜保健衛生所まで

TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送)

FAX. 043-286-0090